

## 合衆国連邦規制基準

### 合衆国連邦規制基準 がっしゅうこくれんぼうぎせいきじゅん

従来、米国の原子力発電所の許認可では、合衆国連邦規制基準第10部50項（10CFR Part 50）に基づき、建設許可と運転認可を個々に取得することが要求されていた。しかし、1990年台に、NRCは規制効率の改善や許認可取得の不確実性の低減等を目的とし、新たな審査方法10CFR Part 52を制定した。この方法は、早期立地許可（Early Site Permit: ESP）、標準設計認証（Standard Design Certification: DC）、建設と条件付運転の一括許認可（Combined construction permit and conditional operating license: COL）で構成される。

---

<登録年月>  
2004年03月

---

---